

第16表 個別事件数

(件)

年次	区分	前年繰越件数	新規件数	係属件数	終結件数
H13-24			393	393	393
25			30	30	28
26		2	26	28	27
27		1	24	25	24
28		1	22	23	21
29		2	18	20	17
30		3	21	24	23
計			534		533

平成30年における係属事件は24件(前年繰越事件3件、新規事件21件)で、このうち23件が終結し、1件が翌年に繰り越された。

なお、平成13年10月の制度運用開始以降、平成30年までの各年の新規事件の累計件数は534件となった。

第17表 申請者の労使別、雇用形態別、申請経路別件数

(件)

年次	区分	申請 総件数	申請者		雇用形態				申請経路		
			労働者	使用者	正社員	契約社員	パート労働	その他	振興局	直接	その他
H13-24		393	391	2	223	64	101	5	144	81	168(19)
25		30	30		14	10	5	1	2	3	25 (1)
26		26	26		21	3	1	1		6	20(12)
27		24	23	1	15	2	6	1		6	18(11)
28		22	21	1	15	2	5			10	12 (1)
29		18	17	1	11	3	3	1		3	15 (0)
30		21	20	1	11	6		4		2	19 (0)

(注) 申請経路の「その他」欄の括弧書きは社会保険労務士を介した申請件数で内数。

新規事件21件の申請者区分をみると、「労働者」からの申請が20件、「使用者」からの申請が1件であった。また、あっせん事件の当事者となった労働者の雇用形態をみると、「契約社員」が6件で、前年に比べ3件増加した。

申請経路をみると、申請者が「直接」申請したものが2件で前年に比べ1件減少し、「その他」が19件で、前年に比べ4件増加した。